

社会福祉法人手をつなぐ福社会評議員等及び委員会等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人手をつなぐ福社会の評議員等及び委員会等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう評議員等とは、評議員、理事及び監事をいう。委員会等とはその他の委員会をいう。

(勤務形態に応じた報酬等の区分)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤理事 報酬（賞与を含む）
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬
- (4) 委員等 報酬

2 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別表1に定める額とする。
- 3 この法人の全理事の報酬総額は、年間350万円以内とする。
- 4 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 5 この法人の常勤理事の報酬月額、賞与は、別表2に定める額とする。
- 6 各々の常勤理事の報酬月額は、常勤理事俸給表のうちから、評議員会の承認を得て決めるものとする。
- 7 非常勤役員に対する報酬は、別表3に定める額とする。
- 8 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 評議員等及び委員会等がその職務の為に出席した時は、別に定める<旅費規程>に基づき旅費を支払うことができる。

(支給の方法)

第6条 常勤役員の報酬等及び費用(旅費を除く。)は、毎月25日に支払うものとする。(その日が休日のときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日に支払うものとする。)

2 非常勤役員及び評議員の報酬等及び常勤役員の旅費は、前項と合わせて支払う。

(支給の形態)

第7条 報酬等及び費用は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

この規程は、平成30年4月1日より適用する。

別表1 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

※ 定款に定める総額を超えることはできないことに留意すること。

別表2 (常勤理事の報酬等)

(1) 月額報酬

役職名	月 額
理事長	200,000円
業務執行理事	180,000円
理事	150,000円

(2) 賞与

6月の賞与	報酬月額×2か月分
12月の賞与	報酬月額×2か月分

別表3 (非常勤役員の報酬)

(1) 理事長

	日 額
理事会等会議への出席	5,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

(3) 監事

	日 額
監事監査等への出席	5,000円
理事会、評議員会等会議への出席	3,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	3,000円

※ 評議員会で定める総額を超えることはできないことに留意すること。

※ 別表による報酬額は源泉徴収分を除くものとする。